

事例

中学生への面談で問題を早期発見し、 児童相談所がリードする横断的支援で解決を図る

東京都 江戸川区児童相談所、教育委員会

東京都江戸川区 プロフィール

◎「こころ豊かにたくましく教育の江戸川区」という教育目標の下、多様な教育施策に力を入れ、独自の補助金制度などを充実させている。「江戸川区子どもの権利条例」に基づき、子どもの権利を守るための制度や環境の整備を推進。誰もが自分らしく暮らせる共生社会の実現を目指している。

人口 約 68 万 9,900 人 面積 49.09km² 区立学校数 小学校 66 校、中学校 32 校 児童生徒数 小学生 3 万 2,637 人、中学生 1 万 4,930 人 教育委員会職員数 224 人 教員数 約 2,800 人 スクールソーシャルワーカー 34 人 スクールカウンセラー 95 人

児童相談所がリードし、 横断的な支援体制を整備

東京都江戸川区では、区内の子どもを守るための様々な施策を積極的に打ち出しており、ヤングケアラーの支援にも力を入れている。

2016年の児童福祉法の改正で特別区による児童相談所の設置が可能になり、同区は2020年、「江戸川区の子どもは江戸川区で守る」を理念に掲げる江戸川区児童相談所「はあとポート」（以下、区児童相談所）を開設。さらに2021年には「江戸川区子どもの権利条例」を制定し、「すべての子どもにとって最もよいことを実現できるまちづくり」に取り組む意思を示した。

区児童相談所相談課の田島勉課長は、次のように述べる。

「全国の児童相談所が対応した児童虐待相談の件数は、32年連続で増加しています。子どもの権利が守られているとは言えない状況下で、本区は子どもの健やかな成長を支える活動に力を入れています。ヤングケアラーの子どもについても、夢や希望を持ち続けられるような支援を行っています」

同区のヤングケアラー支援は、区児童相談所がリードして進めている。具体的な支援策は、区児童相談所が子ども家庭部や江戸川区教育委員会（以下、区教委）、文化共育部、生活振興部、福祉部、健康部といった関係部局に相談するとともに、それらの部局で構成される関係課長会議等で議論している。

「ヤングケアラーは問題の特性上、様々な部局が横断的に支援にあたる必要があり、取り組みをリードする機関を明確にすることが重要になります。本区では、児童相談所が主導して関係部局との調整を進めています」（田島課長）



江戸川区児童相談所
相談課 課長
田島 勉
たじま・つとむ



江戸川区教育委員会事務局
教育研究所 所長
百々和世
もも・かずとし

ヤングケアラー支援コーディネーター を配置し、専門的に支援

同区の支援策の柱は、2021年度に設定した「社会的認知度の向上」「相談支援体制の充実（早期発見・支援）」「支援策の推進」の3つだ（図1）。

2021年11月に同区が行った調査では、区民の52%がヤングケアラーという言葉で「初めて聞いた」または「聞いたことはあるが、意味は知らなかった」と回答したことから、社会的認知度の向上が先決と判断。区児童相

図1 江戸川区のヤングケアラー支援（2021年度設定）

① 社会的認知度の向上

- ・ 中学校社会科の副読本で、ヤングケアラーについて記載
- ・ 関係機関の研修会等で、ヤングケアラーに関する情報を共有。区のウェブサイト等でも情報を発信

② 相談支援体制の充実（早期発見・支援）

- ・ 区立中学校の全生徒と面談。スクールソーシャルワーカー等が相談支援に対応
- ・ 児童相談所に「ヤングケアラー支援コーディネーター」を配置

③ 支援策の推進

- ・ 伴走・寄り添い型支援 例：子ども食堂、共育プラザ等
- ・ 共感型支援 例：ピアサポートサロン等
- ・ 課題解決型支援 例：各行政サービス、ヘルパー派遣等

※江戸川区子ども家庭部「ヤングケアラー支援について」を基に編集部で作成。

談所のウェブサイトにて啓発動画を含む記事を掲載したり、区民対象の講演会を実施したりと、情報発信に力を入れてきた。さらに、区が製作する中学校の社会科副読本で、ヤングケアラーについて紹介。授業で取り上げられるようにし、生徒・教員への周知も図ってきた。

相談支援体制は、2022年、区児童相談所に「ヤングケアラー支援コーディネーター」（以下、コーディネーター）を配置して一層の充実を図った。

「ヤングケアラーの支援では、本人が孤独や孤立に陥らないように配慮しつつ、家庭全体を支援することが重要です。そうした複雑な問題を正しく認識して支援できる専門職が必要と判断しました」（田島課長）

コーディネーターは、介護・障がいや福祉などの分野に精通しており、ヤングケアラーの家庭の生活改善に向けた支援を行う。また、32の中学校区に34人を配置しているスクールソーシャルワーカー（以下、SSW）と連携して、適切な福祉サービスにつなぐ（図2）、区児童相談所の職員への助言や関係機関における研修（図3）を実施したりするなど、専門性を発揮している。

2023年度には、コーディネーターの区児童相談所への配置を週2日から週5日に増やし、さらなる支援の充実を図っている。

支援内容を多様化させ、一人ひとり異なる状況に対応

区児童相談所では、支援内容の多様化にも努めている。

「ヤングケアラーを発見できても、一人ひとりに合った支援を提供できなければ状況は改善されません。そこで、『伴走・寄り添い型』『共感型』

『課題解決型』の3つの枠組みを設け、具体的な支援策を充実させています」（田島課長）

伴走・寄り添い型支援は、子どもの居場所や活動場所として、区内に7館ある「共育プラザ」の運営や子ども食堂への支援がある。共感型支援は、同じ境遇の子どもや先輩と交流できるピアサポートの提供、課題解決型支援は各行政サービス提供やヘルパー派遣などを行っている。

NPO法人等の民間団体との連携も強化し、支援内容の多様化を図る。

「ヤングケアラーをひとくくりで捉えずに、個々に状況が異なることを認識することが重要です。その上で、子どもの頑張りをきちんと認めながら、どのような支援があれば負担が軽くなるかを本人と一緒に考えて、公的機関と民間団体による横断的な支援を行っています」（田島課長）

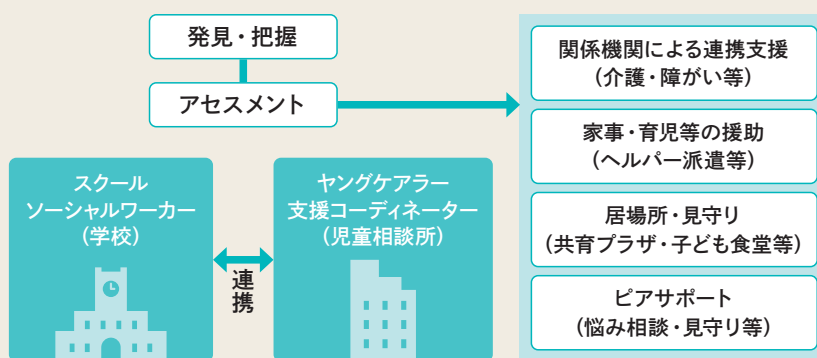
そして、ヤングケアラーの支援には、区教委や学校との連携が不可欠と位置づけている。

「国の調査では、中学生の5.7%にヤングケアラーの可能性があるとされています。本区には約1万5,000人の中学生が在籍するため、推計では900人程度が該当します。実態を正確に捉えて支援するためには、教育委員会や学校との連携が必須です」（田島課長）

早期発見・支援に向け、全中学1年生に面談を実施

同区は、ヤングケアラーの問題の早期発見、及び関係機関への接続と支援において学校が果たす役割は大きいとし、2022年度から年1回、ヤングケアラーに関する状況把握のための面談を、全区立中学校で実施し

図2 ヤングケアラー支援コーディネーターが行う支援（例）



※江戸川区子ども家庭部「ヤングケアラー支援について」を基に編集部で作成。

図3 ヤングケアラー支援コーディネーターが実施した研修等

2022年5月	児童相談所職員向けに、ヤングケアラーについての研修
8月	江戸川区中学校教育研究会にて、ヤングケアラーについての研修
9月	民間団体向けに、ヤングケアラーについての研修
11月	実務者会議（全体会議）にて、ヤングケアラーについての講演にパネリストとして参加
2023年1月	「FMえどがわ」にラジオ出演し、ヤングケアラーを周知

※江戸川区子ども家庭部「ヤングケアラー支援について」を基に編集部で作成。

ている。面談は、2022年度は中学1～3年生の全生徒に行い、2023年度からは中学1年生全員を対象としている。

区教委で相談業務を手がける教育研究所の百々和世^{ももかずとし}所長は、面談の実施について次のように説明する。

「区の機関の中で子どもに最も近い存在である学校で、面談を実施することにしました。教員になるべく負担をかけないよう、区教委が面談の方法や手順、質問項目を作成して提供しています。通常の個人面談と併せて実施するケースが多いので、教員から負担が増えたとの声はあまりなかったと聞いています」

面談の実施にあたっては、まず教員自身がヤングケアラーへの理解を深めるために、厚生労働省が製作した啓発動画を視聴するように周知。生徒の状況を正確に把握できるよう、面談前に生徒向けの啓発動画を生徒に視聴させてから面談を実施する流れとした(図4)。また、面談の実施は事前に保護者にも通知するよう、

学校に連絡している。

面談時間は、生徒1人あたり5分間程度。1年生以外に、2・3年生でも気になる生徒には面談を実施する。

面談では、初めに学校生活や頑張っていることなどを聞いた後、家族との関係で困っていること、動画で視聴したヤングケアラーと同様の経験の有無などを尋ねる。ヤングケアラーの可能性のある生徒には、後日詳しく話を聞かせてほしいと伝え、その生徒が最も話しやすい教員を指名してもらう。担任のほか、部活動の顧問などが指名されるという。

そして、生徒が家庭で担っていることや生活状況などに関する事前アンケートに記入してもらい、その内容を基に指名された教員が再度面談を行う。その際、状況を改善するために関係機関と連携してもよいか、必ず本人に確認する。

その後、面談の内容を基にSSWを含めた校内検討委員会を実施。要支援と判断された場合は、SSWと連携して、家庭訪問をした後、関係機関

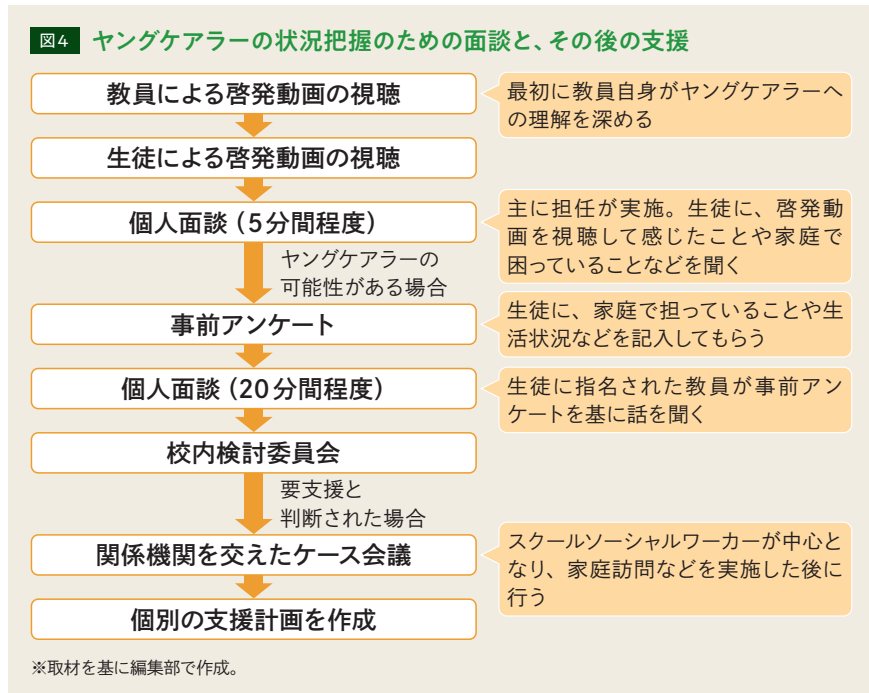
を交えたケース会議を実施し、個別の支援計画を作成し、その後の状況の改善を図っている。

小学校への施策の拡大など、子どもの権利を守っていく

2022年度は、区全体で100人以上の生徒が2回目の個人面談を受け、そのうち数十人が支援対象となった。いずれのケースも個別の状況に合わせて、区児童相談所のほか、区教委やスクールカウンセラー、生活援護課、健康サポートセンター、ひとり親相談室、民生児童委員、子ども食堂、NPO法人といった多様な機関・団体と連携して支援を実施した。

「教員からは、日頃から何か問題を抱えていそうだと感じていた生徒が、面談によってヤングケアラーだと分かったケースが多かったと聞いています。教員が『ヤングケアラーかもしれない』という視点を持って面談をしたことで、発見されやすくなったのでしょうか。ただ、区内の生徒数から考えると、顕在化したヤングケアラーは一部だと思います。引き続き、認知度の向上と、早期発見に努めていきます」(百々所長)

区教委では今後、小学校においてもヤングケアラーの認知度向上などの施策を実施したいと考えている。さらに、1人1台端末を活用し、子どもが困り事や悩みを端末に入力して、担任が確認できるシステムの導入を検討するなど、子どもの権利を守る施策に注力していく。



Web VIEWnext ONLINE

生徒と面談した教員やスクールソーシャルワーカーが行った具体的な対応を、ウェブ記事で紹介。右の2次元コードからアクセスできます。